平成２１年（フ）第５３２号
新潟市西区五十嵐中島５―４―52　アリス新潟大学前第２―201号長谷川繁方、申立時の住所新潟市西区五十嵐二の町8719―１　レオパレスＭＹツール204号室
債務者　吉井　　昇
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若槻　良宏
４　破産債権の届出期間　平成21年12月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月12日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５２号
新潟市中央区笹口２丁目10番地23　丸山ハウスＥ号信栄化学内
債務者　川口　一男
１　決定年月日時　平成21年11月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸山　　央
４　破産債権の届出期間　平成21年12月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月19日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９７号
鹿児島県姶良郡蒲生町米丸534番地４
債務者　久保　博美
１　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野間　俊美
４　破産債権の届出期間　平成21年12月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午前11時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
北海道旭川市永山９条14丁目４番11号
債務者　須貝　吉夫
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月３日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２８号
北海道留萌市末広町４丁目４番14号
債務者　山根　唯勝
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　元弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月３日午後３時40分
５　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８６３２号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目10番32号
債務者　平川　利幸
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　敏彰
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１４１号
三重県伊賀市上野忍町2582番地の２　共生マンション206
債務者　オキ　アルナルドアパレシドこと　ＯＫＩ　ＡＲＮＡＬＤＯ　ＡＰＡＲＥＣＩＤＯ
１　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第２５４９号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石253―200
債務者　濵田　秀一
１　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４５１号
福岡県宗像市江口1296番地
債務者　**花**田　清香（旧姓永盛）
１　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第２５１号
三重県鈴鹿市南旭が丘３丁目21番16号、破産手続申立時の住所三重県四日市市西富田町338番地２
破産者　笠井　孝晃
１　主文　当裁判所が平成21年10月20日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「三重県四日市市西富田町338番地２」とあるのを「三重県鈴鹿市南旭が丘３丁目21番16号、破産手続申立時の住所三重県四日市市西富田町338番地２」と更正する。
２　決定年月日　平成21年11月12日
津地方裁判所四日市支部

財産状況報告集会等期日変更

平成２１年（フ）第２７０号
三重県桑名市東方380―１　修徳第２コーポ305号
破産者　星野　正明
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成21年12月３日午後２時と変更する。
平成21年11月12日　津地方裁判所四日市支部

平成２０年（フ）第４４号
長崎県平戸市田平町大久保免1170番地２、従前長崎県平戸市大久保町2431番地１
破産者　村田　知章（旧姓大塚）
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成22年１月15日午後２時30分に変更する。
平成21年11月12日　長崎地方裁判所平戸支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第３３号
茨城県龍ケ崎市宮渕町1036番地
破産者　有限会社榎本興業
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２０年（フ）第１０２９号
栃木県栃木市箱森町２番30号　清水川ハイツＢ棟203号、開始決定時の住所栃木県下都賀郡都賀町大字平川422番地１
破産者　手塚　昭人
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第４７２号
大津市神領１丁目12番８号
破産者　小幡商事株式会社
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部